

事務所コラム

2014年5月12日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5 条 14 丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

老後のライフプランに合わせて 国民年金基金

自営業や自由業など国民年金1号の方対象

20歳以上60歳未満で国民年金の第1号被保険者であり、保険料を納付している方は国民年金基金に加入することができます。国民年金基金は老齢基礎年金に上乗せして老後の生活保障を厚くする公的年金です。都道府県が運営する地域型国民年金基金、職種単位で作られた職能型基金があります。

平成24年総務省統計局家計調査から

高齢者夫婦が実際に必要とする生活費は月27万円だと言います。国民年金は20歳から60歳未満のすべての期間の保険料を納めても夫婦で約月13万円です。ゆとりある老後のためにはこの差を埋める必要があります。サラリーマン等は老齢基礎年金に加え厚生年金にも加入しているので国民年金の基礎年金しか加入しない人に比べて年金給付額が多くなります。そこで個人年金である国民年金基金で上乗せした年金を受け取ることができるようにしています。

選べる年金タイプ

国民年金基金は口数制になっていて年金額や給付の型は自分で選択します。給付の型は終身年金のA型・B型、確定年金のI型・II型・III型・IV型・V型の7種類があります。1口目の終身タイプでAかBを選

択します。A型は納付期間中や年金受給までの待機期間、65歳から15年間の保証期間があり、その間に本人が亡くなった場合に遺族一時金が支給されますが、B型は1万円のみ支給です。2口目は1口目に上乗せする形でいくら上乗せしたいのかを考え終身型・期間限定型の中から選択します。途中口数の変更はできますが月額保険料は1と2の両方を足した額です。掛け金の月額表を確認して毎月の支払額に無理のない計画を立てましょう。国民年金基金の加入は任意ですが一度加入すると任意脱退ができない事となっています。但しサラリーマン等になった時や国民年金保険料を免除された時は資格喪失します。

税制上の優遇

一般の個人年金は年4万円までの所得控除しか受けられないのですが国民年金基金は掛け金の上限月68,000円まで社会保険控除とされます。例えば課税所得が約400万円掛け金は年30万円納めた場合で所得税・住民税が9万円ほど軽減されます。年金を受けた時も公的年金控除の対象となります。



こつこつ積み立てると老後の助けになります。60歳以上65歳未満でも国民年金任意加入者は基金に加入できます